平成２６年（フ）第３５４５号
東京都台東区元浅草３丁目17―４―303
債務者　大城　　学
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５５０号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央１丁目24―11―603
債務者　垣副　朋彦
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５５３号
東京都足立区青井６丁目２―２―103
債務者　深井　高司
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５５６号
東京都八王子市松木４―５―105
債務者　秋山　恒代
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５６２号
東京都小平市鈴木町１丁目405―１―203
債務者　森　　正之
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２１号
横浜市南区二葉町２丁目17番地19　ライオンズマンション吉野町第７　403号
債務者　松木　一浩
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１９号
神奈川県茅ヶ崎市室田２丁目８番６号　クレスト湘南201
債務者　東　　信義
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０号
沖縄県宜野湾市真志喜２丁目28番27―203号　マンションとみはま
債務者　佐藤　由香
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第４１号
沖縄県宜野湾市真志喜２丁目28番27―203号　マンションとみはま
債務者　佐藤　義孝
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第６５号
北海道帯広市西18条南２丁目11番地157　ハイツコスモスＡ―１
債務者　細野由美子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３５１５号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2482―１
債務者　高木美由紀
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９号
静岡県浜松市中区富塚町1198番地の１
債務者　石津谷亜理沙（旧姓木田）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３５４４号
東京都調布市仙川町３丁目15―18　アケボノⅡ101
債務者　多田　基世
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２号
大分県竹田市大字竹田町583番地
破産者　合資会社亀甲屋
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第８６８号
埼玉県戸田市笹目南町11―１―411、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市本町２丁目１番23号
破産者　株式会社ＭｅｄｉｃＡｉｄ
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８６９号
さいたま市南区大字大谷口675番地７　204号、開始決定時の住所埼玉県戸田市笹目南町11番１―411号
破産者　伊藤　　豊
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係